



●串間市立図書館 ☎ 72-1177 ●開館=午前10時～午後6時 ●休館日=毎週月曜日 <http://www.kushima-lib.jp/>  
◀各自治会・施設・団体を対象にした移動図書館の巡回先を募集中▶  
移動図書館車で巡回し、その場で本を選んでいただき、本の貸し出しや返却を行います。土日可。

◆◆◆ 今月の新刊 PICK UP ◆◆◆



「東京クルージング」  
伊集院静 / 著

ドキュメンタリー番組で出逢った青年に強く惹きつけられた作家の私。だが、彼には病魔が迫っており、さらに彼には決して忘れられない女性がいて…



「あかですよ あおですよ」  
かこさとし / さぐ

たこたこ学校では、今日は絵の勉強をします。あか、むらさき、あお、みどり…。生徒たちは、先生の言う色を使って、それぞれ好きな絵を描きます。最後は、くろ。はたして、どんな絵になるのでしょうか？



今月のテーマ展示  
「ベストリーダー」

平成28年度に串間市立図書館で最も読まれた本は何か！小説、児童書、一般書、それぞれでご紹介しています。串間の皆さんがどんな本を読んでいるか、そしてあなたが読んだ本は何位だったのか。ぜひ図書館で確かめてみてください。

◆◆◆ その他の新刊 ◆◆◆

テロリストの処方 (久坂部 羊)  
不時着する流星たち (小川 洋子)  
ビニール傘 (岸 政彦)  
花を呑む (あさの あつこ)  
果てしなき追跡 (逢坂 剛)  
ネコと昼寝 (群 ようこ)  
人生の踏絵 (遠藤 周作)  
墨龍賦 (葉室 麟)  
サンライズ・サンセット (山本 一力)

サロメ (原田 マハ)  
錯迷 (堂場 瞬一)  
銀の猫 (朝井 まかて)  
源氏姉妹 (酒井 順子)  
ギリシア人の物語2 (塩野 七生)  
雪つもり朝二・二六の人々 (植松 三十里)  
塩田の運動会 (那須 正幹)  
アーチャー・グリーンと錬金術師の呪い (D.D. エヴェレスト)

イベント情報  
**春のおはなし会**  
特別なおはなし会を開催！いつもと一味違った楽しい会です。みんな来てね！  
●期日=3月26日(日)  
●時間=午前10時半～11時半  
●場所=図書館2階会議室

交流員レポート  
第11代国際交流員  
クリスの  
**日本体験記**  
今月の表現 This month's expression  
付き合う  
Go out  
付き合ってください。  
Will you go out with me?

リカのパレンティンデーの方が好きだと思いましたが、日本でも絶対にあげたいわけでもないし、もう可能性はアメリカより多い気がするの、こちらの方が好きかな。  
この話のついでですが、2月中旬に国際交流員として初めてのイベントを開催しました。パレンティンデーの時期なので、それに関するイベントを開くにはグッドタイミングでした。テーマは「アメリカではパレンティンデーをどのようにお祝いするのか」です。みんなが体験できるようにパーティーでよくやっているゲームなどを紹介し、アメリカ風にお祝いしてもらい、とても充実していました。おかげさまで成功し、とても楽しかったです。またイベントを開催する時を楽しみにしています。



今月のページ  
・記事の余談  
・連絡先など



パレンティンパーティーを開催しました

年金

免除申請を受け付けています

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。  
免除申請は原則として毎年度必要であり、また過去の分についても、

申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請ができますので、その期間に未納のある方は、併せて申請をお願いします。  
免除承認については前年の所得により審査されますので、市民税の申告を忘れずお願いします。  
保険料の免除や猶予を受けず、保険料が納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

受給資格期間が10年になります！

平成29年8月から、年金を受給するために必要な資格期間(国民年金保険料納付済・免除期間、厚生年金等の加入期間など)が10年となります。  
資格期間が10年以上あることが確認できた方には、日本年金機構がお客様のご自宅宛てに老齢の請求書(黄色)を発送します。この請求書は、平成29年2月下旬～7月上旬にかけて順次発送を行いますので、お手元

に届き次第、必要な添付書類をご確認いただき、年金事務所などへ提出してください。なお、年金を受給する権利が発生する日は、平成29年8月1日となります。  
年金の種類によって提出先が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先  
市民生活課市民係  
☎内線 225・226  
都城年金事務所  
☎0986-2312571

発達凸凹の子どもたち

子どもを変えるのではない、環境を変える その②

前回に引き続き、子どもを変えるのではなく、環境を変える支援の具例をご紹介します。  
繰り返しになりますが、まずは子どもの特性を知ることが大切です。どんなことが得意で、どんなことが

苦手なのか。何が一人でできて(自立)、何ができそうなこと(芽生え)なのか。それを踏まえたうえで、手立てを考えていきましょう。  
例えば、気持ちをコントロールできず、パニックになる子どもに対し、大人もそれに巻き込まれ興奮したり、憤慨している場面を時折見ます。これでは、興奮が止むどころかさらに激しくなってしまう。この場合、余計な刺激のない安全な場所に一時離れることが必要です。静かな所で、大人がそれなりの距離を置いて見守

るとい環境を作つてあげましょう。声掛けや身体接触は必要ありません。必要なのはまなざしです。興奮が収まったら寄り添い、言い分を聞き過ぎずどうすべきだったか早めに方向付けます。再び興奮することがあれば、同じように静かな場所に離れることを約束しましょう。つまり、頭を冷やす⇨興奮をコントロールする力を身に付けさせます。家や保育園などで、クールダウンできる場所を決めておくといいですね。さらに布団にもぐる、水を飲む、安心できる

グッズを与えるなど、落ち着ける物を用意することも効果的です。  
パニックには「泣いたり」「立ちすくんだり」と他人に影響がないものもありますが、自分を傷つける「自傷行為」を行ったり、物を壊したり、他人に危害を加えてしまう場合もあります。頭を壁や床に打ち付けたりしている場合には、間に座布団やタオルなどをあてがい怪我をしないように配慮することが必要です。  
●問い合わせ先⇨福祉事務所子育て支援係 ☎72-0333